

[事案 23-18] 障害給付金請求

・平成 23 年 9 月 9 日 和解成立

<事案の概要>

交通事故による後遺障害が、約款上の第 6 級身体障害に該当するとして障害給付金を請求したところ、不支払いになったことを不服とし申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成20年12月、自動車を運転中に交差点において貨物自動車と衝突する交通事故に遭い、「左足関節内果裂離骨折」の傷害を負った。

後遺症診断書によれば、左足について背屈底屈間35度（右足関節の可動域は90度）の可動域制限があり、同年8月症状固定となったので、傷害特約にもとづき障害給付金を請求したところ、会社所定の障害基準に達していないとの理由で不支払いとなった。

しかし、後遺障害は特約約款の別表「給付割合表」および「備考」に定める第 6 級の「身体障害」（1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの）、「関節の運動範囲が、生理的運動範囲の 2 分の 1 以下で回復の見込みがない場合」に該当しており、保険会社の不支払決定には納得できないので、約款所定の障害給付金（災害保険金の10%）を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

申立人の左足関節の後遺障害は、障害給付金の支払事由に該当しないので、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款記載の「関節の運動範囲が、生理的運動範囲の 2 分の 1 以下で回復の見込みがない場合」における「生理的運動範囲」については、日本整形外科学会、日本リハビリテーション医学会が制定した 65 度を基準としている。申立人の可動範囲は 35 度であり、65 度の 2 分の 1 以下になっていない。
- (2) 保険契約は多数の契約者を同種の危険から集団的、計画的に保護する制度である以上、その契約内容は画一的に定型化される必要があり、保険金の支払事由及び支払金額についての多数の契約者間の画一性、公平性を確保しなければならない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人および保険会社から提出された書面にもとづき審理を行い、和解の斡旋を行ったところ、保険会社より和解案の提示があり、申立人の同意が得られたので、和解契約書の調印をもって解決した。